平成３０年（フ）第７２号
松江市鹿島町古浦602番地50
債務者　平家のぞみ
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
北海道根室市西浜町７丁目143番地
債務者　土田　裕介
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第１８９号
神奈川県厚木市上依知2802番地１
債務者　板摺　隆則（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６８号
神奈川県小田原市荻窪1155番地
債務者　佐々木重幸
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２８１号
神奈川県伊勢原市東大竹1133番地の14
ビューパレス湘南伊勢原Ｉ―103号
債務者　山田　幹雄
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２８５号
神奈川県厚木市愛甲東２丁目３番15号　早川コーポ202
債務者　市川　美香
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２８９号
神奈川県伊勢原市神戸491番地の２　ベルリバーサイド201号
債務者　五十嵐浩幸
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２９０号
神奈川県伊勢原市神戸491番地の２　ベルリバーサイド201号
債務者　五十嵐京子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３０３号
神奈川県伊勢原市八幡台１丁目６番地の１公228号
債務者　大須賀　巧
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２５２号
神奈川県厚木市下川入850番地３　シティハイツ向原104
債務者　山本　政宏
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６２号
神奈川県平塚市袖ケ浜１番12―１―414号　湘南袖ケ浜レジデンスＡ、前住所神奈川県平塚市豊田本郷1785番地の２
債務者　入月　　敦
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２８６号
神奈川県平塚市日向岡１丁目14番30号、前住所神奈川県平塚市公所398番地の６
債務者　高橋　美紀
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３０９号
神奈川県平塚市根坂間241番地の10
債務者　倉持千鶴子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４４９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水116番地１　グリーンタウン　103
債務者　坂﨑めぐみ
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５９２号
名古屋市名東区高針３丁目412番地の１　クレール砂田303号
債務者　野村　沙織
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１０号
名古屋市中区金山１丁目９番８号　マンション金山一丁目４Ｂ号
債務者　杉山ゑい子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部